

(記入例)

家賃等代理納付(新規・変更)依頼書

船橋市福祉事務所長 あて

この部分は保護受給者が記入せず、賃貸人または管理会社が記入・押印してください。(裏面にも記入箇所あり)

令和5年9月9日

私は、裏面の「家賃等代理納付に係る留意事項」に同意の上、下記被保護者に係る家賃等について、生活保護法第37条の2及び生活保護法施行令第3条により、下記口座に代理納付するよう依頼します。

1. 代理納付適用者(被保護者)

Table with columns for Name (船橋太郎), Address (船橋市湊町2-1-4), Rent (43,000円), and Common Charges (3,000円).

家賃とあわせて共益費の代理納付も希望する場合は、必ず保護受給者が押印してください。

共益費代理納付同意印(被保護者印)

2. 賃貸借契約書における賃貸人(依頼者)

Table with columns for Name (千葉健), Postal Code (273-8501), Phone Number (047-436-XXXX), and Address (船橋市湊町2-10-25).

賃料等の徴収について、管理委託契約を交わしており、管理受託者等印の押印がある場合、賃貸人印は省略可能です。

賃貸人印

3. 管理受託者等(代理納付先口座が管理受託者等名義の場合に記入し、右記に管理受託者等印を押印してください。)

Table with columns for Name (マルバツフドウサンカブシキガイシャ), Postal Code (273-XXXX), Phone Number (047-436-2360), and Address (船橋市△町1-2-3).

管理受託者等印

4. 代理納付先口座

Table for bank account details including Financial Institution (☆△), Account Type (普通), and Account Name (マルバツフドウサン).

添付書類  賃貸借契約書  管理受託者等が賃貸人から家賃等の徴収業務を受託している旨確認できる管理委託契約書等(代理納付先口座名義人が管理受託者等の場合)

以下、福祉事務所使用欄

添付漏れがないようお気を付けてください。

借主名義が管理受託者等の場合は、管理受託者等が賃貸人から賃貸人の徴収業務の委託を受けていることを確認しました。

地区

㊞

(裏面あり)

## 家賃等代理納付に係る留意事項

下記の事項に同意したら□に✓をしてください。同意が無い場合、代理納付はできません。

必ずチェックマーク✓を記入してください。

### 代理納付について

- 家賃等代理納付とは生活保護法第37条の2及び同法施行令第3条により、被保護者の家賃に係る住宅扶助及び共益費に係る生活扶助を、当該家賃及び共益費の債権者に代理納付するものです。
- 家賃等代理納付先口座の名義人は原則として貸貸人となります。口座名義人が管理受託者等の場合は、管理受託者等が貸貸人から貸貸料の徴収業務の委託を受けていることが確認できる管理委託契約書等の提出が必要となります。
- 共益費代理納付については代理納付適用者(被保護者)の同意及び押印が必要となります。
- 家賃と共益費で異なる代理納付先口座を設定することはできません。
- 賃貸借契約の内容に関わらず、代理納付の振込日は、定例保護費窓口支給日(以下、「支給日」という。)の直前の開庁日、4月分については支給日となります。
- 賃貸借契約の内容に関わらず、福祉事務所の家賃認定額が家賃の代理納付額となります。但し、代理納付適用者の住宅扶助が家賃認定額を下回った場合は、家賃の代理納付が中止となります。また、賃貸借契約の内容に関わらず、福祉事務所の認定する額が共益費の代理納付額となります。但し、代理納付適用者の生活扶助が当該認定額を下回った場合は、共益費の代理納付が中止となります。共益費の代理納付が中止となった場合に、必ずしも家賃の代理納付が中止になるわけではありません。

### 遵守事項

- 代理納付先口座の口座名義人は、福祉事務所による保護の変更、停止又は廃止の決定もしくは貸貸人又は管理受託者等の変更により、既に代理納付した住宅扶助及び生活扶助が過払いとなった場合は、速やかに福祉事務所に当該過払い分を返還しなければなりません。
- 代理納付先口座が変更となった場合あるいは貸貸人又は管理受託者等が変更となった場合、速やかに本依頼書により福祉事務所に届け出なければなりません。
- 貸貸人又は管理受託者等と代理納付適用者との間に生じた争いについて、家賃等代理納付の実施に関する事項を除いては当事者間で解決してください。
- 前3項を貸貸人又は管理受託者等が履行しない場合、福祉事務所長は家賃等代理納付を中止又は終了することができます。